

令和4年 No.34

○東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

センター機構及びセンターの組織再編並びに教員候補者選考委員会の組織の見直し並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年5月25日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年5月26日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第24号

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編並びに教員候補者選考委員会の組織の見直し並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (教員採用計画) 第5条 教授会は、第3条に定める教員人事の方針等に基づく教員採用計画を、毎年度策定するものとする。 2 学系長は、前項の教員採用計画を様式第1により教員人事会議に提出し、審査を受けなければならない。 〔省略〕 (公募方法) 第10条 〔省略〕 2 本学ホームページに掲載する公募要領は、日本語及び外国語で作成するものとする。 3 前項の日本語で作成する公募要領は、様式第2に定めるものとする。 (用語の定義) 第11条 〔省略〕 2 この規程において「移籍」とは、現職名を変更することなく、<u>学系、講座若しくは分野、センター又は機構</u>を異にして異動することをいう。 3～5 〔省略〕 6 この規程において「センター」とは、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター及び理科教員高度支援センター</u>をいう。 7 この規程において「機構」とは、<u>先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構</u>をいう。 8 この規程において「大学院担当者」とは、大学院教育学研究科における研究指導、研究指導の補助及び授業の担当者をいう。	〔省略〕 (教員採用計画) 第5条 教授会は、第3条に定める教員人事の方針等に基づく教員採用計画を、毎年度策定するものとする。 2 学系長は、前項の教員採用計画を様式第1により教員人事会議に提出し、審査を受けなければならない。 〔省略〕 (公募方法) 第10条 〔省略〕 2 本学ホームページに掲載する公募要領は、日本語及び外国語で作成するものとする。 3 前項の日本語で作成する公募要領は、様式第2に定めるものとする。 (用語の定義) 第11条 〔省略〕 2 この規程において「移籍」とは、現職名を変更することなく、<u>学系、講座、分野又はセンター</u>を異にして異動することをいう。 3～5 〔省略〕 6 この規程において「センター」とは、<u>次世代教育研究センター</u>、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、<u>国際教育センター</u>、<u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>教育インキュベーションセンター</u>、<u>教員養成開発連携センター及びこどもの学び困難支援センター</u>をいう。 7 この規程において「大学院担当者」とは、大学院教育学研究科における研究指導、研究指導の補助及び授業の担当者をいう。

第2章 採用等に係る教員候補者の選考

第1節 候補者の選考手続

(採用等に係る教員候補者の選考)

第12条 〔省略〕

- 2 選考委員会における教員候補者の選考は、無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。
- 3 前項の選考に当たり、選考委員会委員長は、全応募者一覧（様式第3の1）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式第3の2））を作成のうえ、選考を行わなければならない。
- 4 選考委員会委員長は、第2項により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考調書（様式第4）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。
- 5 〔省略〕
- 6 学系長は、前項により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考結果報告書（様式第5）及び全応募者一覧（様式第3の1）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式第3の2））並びに教員候補者選考調書（様式第4））により、選考結果を学長及び教員人事会議に報告しなければならない。

〔省略〕

第2節 選考委員会

(開設承認等)

第17条 教授会は、第5条により策定した教員の採用計画に基づき、選考委員会を開設するとき（この条において「開設」という。）は、教員候補者選考委員会開設申請書（様式第7）及び公募要領（様式第2）により、教員人事会議の承認を得なければならない。

2・3 〔省略〕

〔省略〕

(組織)

第19条 各学系の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該学系長

第2章 採用等に係る教員候補者の選考

第1節 候補者の選考手続

(採用等に係る教員候補者の選考)

第12条 〔省略〕

- 2 選考委員会における教員候補者の選考は、無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。
- 3 前項の選考に当たり、選考委員会委員長は、全応募者一覧（様式3の1）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式3の2））を作成のうえ、選考を行わなければならない。
- 4 選考委員会委員長は、第2項により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考調書（様式第4）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。
- 5 〔省略〕
- 6 学系長は、前項により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考結果報告書（様式第5）及び全応募者一覧（様式第3の1）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式第3の2））並びに教員候補者選考調書（様式第4））により、選考結果を学長及び教員人事会議に報告しなければならない。

〔省略〕

第2節 選考委員会

(開設承認等)

第17条 教授会は、第5条により策定した教員の採用計画に基づき、選考委員会を開設するとき（この条において「開設」という。）は、教員候補者選考委員会開設申請書（様式第7）及び公募要領（様式第2）により、教員人事会議の承認を得なければならない。

2・3 〔省略〕

〔省略〕

(組織)

第19条 各学系の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該学系長

(2) 当該分野の分野主任 (3) 当該講座に所属する教授（当該分野から教育実践創成講座に移籍した教授を含む。） 1名 (4) 当該学系長の指定する教授（当該講座に所属する教授を除く。） 3名 2 センターの選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長（ただし、理科教育高度支援センターにあっては、<u>自然科学系長</u>。以下、この項において同じ。） (2) 当該センターの長 (3) 当該センターに所属する教授 1名 (4) 総合教育科学系長の指定する教授（当該センターに所属する者を除く。） 3名 3 機構の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長 (2) 当該機構の長 (3) 当該機構に所属する教授 1名 (4) 総合教育科学系長の指定する教授（当該機構に所属する者を除く。） 3名 4 第1項第2号の規定にかかわらず、当該講座の運営上の事情により必要と認められるときは、当該講座の講座主任をもって委員とすることができる。 5 第1項第3号、第2項第3号及び第3項第3号の規定にかかわらず、当該講座、当該センター若しくは当該機構に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、講師以上の職の選考委員会にあっては准教授（当該分野から教育実践創成講座に移籍した准教授を含む。以下、この項において同じ。）を、助教の選考委員会にあっては、准教授又は講師（当該分野から教育実践創成講座に移籍した講師を含む。）をもって委員とすることができる。	(2) 当該分野の分野主任 (3) 当該講座に所属する教授 1名 (4) 当該分野に所属する教授（当該分野から教育実践創成講座に移籍した教授を含む。） 1名 (5) 当該学系に所属する教授（当該講座に所属する教授を除く。） 4名 2 センターの選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長（ただし、理科教育高度支援センターにあっては、<u>自然科学系長</u>） (2) 当該センターの長 (3) 当該センターに所属する教授 2名 (4) 当該センターの運営委員会委員（当該センターに所属する者を除く。）である教授 4名 3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該講座の運営上の事情により必要と認められるときは、当該講座の講座主任をもって委員とすることができる。 4 第1項第3号及び第2項第3号の規定にかかわらず、当該講座若しくは当該センターに所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、講師以上の職の選考委員会にあっては准教授を、助教の選考委員会にあっては、准教授又は講師をもって委員とすることができる。 5 第1項第4号の規定にかかわらず、当該分野に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、講師以上の職の選考委員会にあっては准教授（当該分野から教育実践創成講座に移籍した准教授を含む。以下、この項において同じ。）を、助教の選考委員会にあっては、准教授又は講師（当該分野から教育実践創成講座に移籍した講師を含む。）をもって委員とすることができる。 6 第1項第5号の規定にかかわらず、必要と認められるときは、当該学系以外の学系又はセンターに所属する教授をもって委員とすることができる。
---	--

6 前項に規定する准教授若しくは講師を欠くとき、又はやむを得ない事由により准教授若しくは講師を委員とすることができないときは、各学系にあっては、当該学系長の指定する教授を、センター又は機構にあっては、総合教育科学系長（ただし、理科教育高度支援センターにあっては、自然科学系長）の指定する教授をもって委員とすることができる。

（委員長）

第20条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあっては当該学系長を、センター又は機構にあっては総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系長）をもって充てる。

2～4 〔省略〕

（開催）

第21条 選考委員会を開催するときは、当該学系長（センター又は機構にあっては、総合教育科学系長。ただし、理科教育高度支援センターにあっては、自然科学系長。）は、日時、場所及び委員名を教授会（センター又は機構にあっては、総合教育科学系の教授会及び当該センターの運営委員会又は当該機構の機構会議。ただし、理科教育高度支援センターにあっては、自然科学系の教授会及び理科教育高度支援センターの運営委員会。）に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前（電子メール等又は電子掲示板等で公示する場合は前日）までに公示することにより替えることができる。

〔省略〕

第5章 非常勤講師候補者の選考

（非常勤講師の選考）

第25条 非常勤講師（次章の非常勤講師、教員養成実地指導講師及び特任教員を除く。）候補者の選考は、非常勤講師候補者選考調書（様式第8）により、非常勤講師候補者選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が行う。

2・3 〔省略〕

4 選考委員会委員長は、第2項により非常勤講師候補者を選考（前項により選考を省略した候補者を含む。）したときは、非常勤講師候補者選考結果報告書（様式第9）により、選考結果を学長及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

〔省略〕

7 第4項及び第5項に規定する准教授若しくは講師を欠くとき、又はやむを得ない事由により准教授若しくは講師を委員とすることができないときは、各学系にあっては、当該学系の教授を、センターにあっては、当該センターの運営委員会委員をもって委員とすることができる。

（委員長）

第20条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあっては当該学系長を、センターにあっては総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系長）をもって充てる。

2～4 〔省略〕

（開催）

第21条 選考委員会を開催するときは、当該学系長（センターにあっては、総合教育科学系長）は、日時、場所及び委員名を教授会（センターにあっては、総合教育科学系の教授会及び当該センターの運営委員会）に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前（電子メール等又は電子掲示板等で公示する場合は前日）までに公示することにより替えることができる。

〔省略〕

第5章 非常勤講師候補者の選考

（非常勤講師の選考）

第25条 非常勤講師（次章の非常勤講師、教員養成実地指導講師及び特任教員を除く。）候補者の選考は、非常勤講師候補者選考調書（様式第8）により、非常勤講師候補者選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が行う。

2・3 〔省略〕

4 選考委員会委員長は、第2項により非常勤講師候補者を選考（前項により選考を省略した候補者を含む。）したときは、非常勤講師候補者選考結果報告書（様式第9）により、選考結果を学長及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

〔省略〕

(選考委員会の組織)

第27条 各学系の選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該教室が所属する群を所管する学系長
- (2) 当該教室に所属する教授 1名
- (3) 当該教室を構成する分野が所属する学系の教授 4名

2 センターの選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系長。以下、この項において同じ。）
- (2) 当該センターの長
- (3) 総合教育科学系長の指定する教員 4名

3 機構の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合教育科学系長
- (2) 当該機構の長
- (3) 総合教育科学系長の指定する教員 4名

4 第1項第2号の規定にかかわらず、当該教室に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該教室に所属する准教授若しくは講師をもって委員とすることができる。

〔省略〕

(組織)

第35条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該学系長
- (2) 当該専攻の代表
- (3) 当該専攻に所属する教授 2名
- (4) 被選考者が所属する講座（被選考者がセンターに所属する場合にあっては、当該センター、機構に所属する場合にあっては、当該機構、被選考者が講座、センター又は機構に所属しない場合にあっては、当該専攻）に所属する教授 2名

2 前項第3号又は同項第4号の規定にかかわらず、当該専攻に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該専攻の准教授をもって委員とすることができる。

3 第1項第4号の規定にかかわらず、当該講座（被選考者がセンターに所属する場合にあっては、当該センター、機構に所属する場合にあっては、当該機構）に

(選考委員会の組織)

第27条 各学系の選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該教室が所属する群を所管する学系長
- (2) 当該教室に所属する教授 1名
- (3) 当該教室を構成する分野が所属する学系の教授 4名

2 センターの選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系長）
- (2) 当該センターの長
- (3) 当該センターの運営委員会委員 4名

3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該教室に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該教室に所属する准教授若しくは講師をもって委員とすることができる。

〔省略〕

(組織)

第35条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該学系長
- (2) 当該専攻の代表
- (3) 当該専攻に所属する教授 2名
- (4) 被選考者が所属する講座（被選考者がセンターに所属する場合にあっては、当該センター、被選考者が講座又はセンターに所属しない場合にあっては、当該専攻）に所属する教授 2名

2 前項第3号又は同項第4号の規定にかかわらず、当該専攻に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該専攻の准教授をもって委員とすることができる。

3 第1項第4号の規定にかかわらず、当該講座（被選考者がセンターに所属の場合にあっては、当該センター）に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない

所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該講座の准教授又は当該専攻内の他講座の教授（養護教育講座の場合にあっては、健康・スポーツ科学講座に所属する教授、センターの場合にあっては、当該センターの運営委員会委員、機構の場合にあっては、当該機構の機構会議委員）をもって委員とすることができる。

〔省略〕

様式第1

〔省略〕

教員採用計画について

〔省略〕

<u>講座・センター・機構</u>	
〔省略〕	

〔省略〕

様式第2

〔省略〕

教員の公募について

〔省略〕

1. 職名及び人数 准教授または講師 1名
2. 所属組織 研究組織： ○○○○学系 ○○○○講座 ○○○○分野
教育組織： ○○○○教室
(注：教室に所属しない各センター又は機構の教員を公募する場合は「所属組織 ○○センター」「所属組織 ○○機構」とする。)

事由により教授を委員とすることができないときは、当該講座の准教授又は当該専攻内の他講座の教授（養護教育講座の場合にあっては、健康・スポーツ科学講座に所属する教授、センターの場合にあっては、当該センターの運営委員会委員）をもって委員とすることができる。

〔省略〕

様式第1

〔省略〕

教員採用計画について

〔省略〕

<u>講座・センター</u>	
〔省略〕	

〔省略〕

様式第2

〔省略〕

教員の公募について

〔省略〕

1. 職名及び人数 准教授または講師 1名
2. 所属組織 研究組織： ○○○○学系 ○○○○講座 ○○○○分野
教育組織： ○○○○教室
(注：教室に所属しない各センターの教員を公募する場合は「所属組織 ○○センター」とする。)

〔省略〕

様式第3の1

全応募者一覧

〔省略〕

〇〇分野主任（又は〇〇センター長若しくは〇〇機構長） 氏 名
〇〇教室主任 氏 名

〔省略〕

様式第4

開設番号

教 員 候 補 者 選 考 調 書
〇〇〇〇講座（〇〇〇〇分野）
〇 〇 〇 〇 センター
〇 〇 〇 〇 機 構

〔省略〕

様式第5

〔省略〕

教員候補者選考結果報告書

〔省略〕

開設番号	
<u>講座（分野）名・センター名</u> <u>・機構名</u>	
〔省略〕	

〔省略〕

様式第3の1

全応募者一覧

〔省略〕

〇〇分野主任（又は〇〇センター長） 氏 名
〇〇教室主任 氏 名

〔省略〕

様式第4

開設番号

教 員 候 補 者 選 考 調 書
〇〇〇〇講座（〇〇〇〇分野）
〇 〇 〇 〇 センター

〔省略〕

様式第5

〔省略〕

教員候補者選考結果報告書

〔省略〕

開設番号	
<u>講座（分野）名・センター名</u>	
〔省略〕	

〔省略〕

様式第 7

〔省略〕

教員候補者選考委員会開設申請書

〔省略〕

1 選考委員会名	<u>講座 (分野) ・センター ・機構</u> 教員候補者選考委員会					
〔省略〕						
4 研究組織	<u>講座 ・センター ・機構</u> 分野					
	現員	教授	准教授	講師	助教	計
	<u>講座 ・</u>					
	<u>センター ・</u>					
	<u>機 構</u>					
	分 野					
〔省略〕						
7 委員構成	(1) ○○○○学系長 (2) △△△△分野主任 (3) ○○○○講座 <u>(※教育実践創成講座の場合 : △△学系○○○○講座××分野)</u> (4) □□□□学系長の指定する教授 3名					
〔省略〕						

注 : 7 (3) について, 教育実践創成講座に移籍した者を委員とするときは, 移籍す

〔省略〕

様式第 7

〔省略〕

教員候補者選考委員会開設申請書

〔省略〕

1 選考委員会名	<u>講座 ・センター</u> 教員候補者選考委員会					
〔省略〕						
4 研究組織	<u>講座 ・センター</u> 分野					
	現員	教授	准教授	講師	助教	計
	<u>講座 ・</u>					
	<u>センター</u>					
	分 野					
〔省略〕						
7 委員構成	(1) ○○○○学系長 (2) △△△△分野主任 (3) ○○○○講座 (4) <u>△△△△分野 (※教育実践創成講座の場合 : △△学系○○○○講座××分野)</u> (5) <u>□□□□講座, ××××講座, ××××講座, ××××講座</u>					
〔省略〕						

注 : 7 (4) について, 教育実践創成講座に移籍した者を委員とするときは, 移籍す

る前の学系, 講座及び分野を併記すること。

〇〇〇分野主任（又は〇〇〇センター長若しくは〇〇〇機構長） 氏名

〔省略〕

様式第8

非常勤講師候補者選考調書

<u>教室名</u> センター <u>名</u> <u>機構名</u> <u>専攻名</u>	氏 名 生年月日 (年齢)	最終学歴 卒業・修 了年月 学位・称 号 取得年 月	主な研究 ・教育 業績	主な職歴 ・資格等 (○印 現職)	担 当 科 目	春学期	秋学期	雇 用 期 間	備 考
						〔省略〕	〔省略〕		
〔省略〕									

様式第9

〔省略〕

非常勤講師候補者選考結果報告書

〔省略〕

教室名 センター 名 機構名	氏 名 生年月日 (年齢)	最終学歴 卒業・修 了年月 学位・称 号 取得年 月	主な研究 ・教育 業績	主な職歴 ・資格等 (○印 現職)	担 当 科 目	春学期	秋学期	雇 用 期 間	備 考
						〔省略〕	〔省略〕		
〔省略〕									

る前の学系，講座及び分野を併記すること。

〇〇〇分野主任（又は〇〇〇センター長） 氏名

〔省略〕

様式第8

非常勤講師候補者選考調書

<u>教室名</u> <u>センター</u> <u>名</u> <u>専攻名</u>	氏 名 生年月日 (年齢)	最終学歴 卒業・修 了年月 学位・称 号 取得年 月	主な研究 ・教育 業績	主な職歴 ・資格等 (○印 現職)	担 当 科 目	春学期	秋学期	雇 用 期 間	備 考
						〔省略〕	〔省略〕		
〔省略〕									

様式第9

〔省略〕

非常勤講師候補者選考結果報告書

〔省略〕

<u>教室名</u> <u>センター</u> <u>名</u>	氏 名 生年月日 (年齢)	最終学歴	主な研究 ・教育 業績	主な職歴 ・資格等 (○印 現職)	担 当 科 目	春学期	秋学期	雇 用 期 間	備 考
		卒業・修 了年月 学位・称 号 取得年 月				〔省略〕	〔省略〕		
〔省略〕									

〔省略〕

附 則

この規程は、令和4年5月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

〔省略〕